



認知症などで行方不明になるおそれのある高齢者の介護する人を対象に見守りシールを交付します。

▼対象(在宅で町内に在住し、次のいずれかに該当する人)

①認知症などにより、徘徊や行方不明となる行動がみられる65歳以上

②医師から若年性認知症と診断された

▼支給内容 耐洗ワベル20枚、蓄光

見守りシール交付

徘徊探知機の貸し出し

認知症高齢者を介護する家族などに「徘徊探知機」を貸し出します。

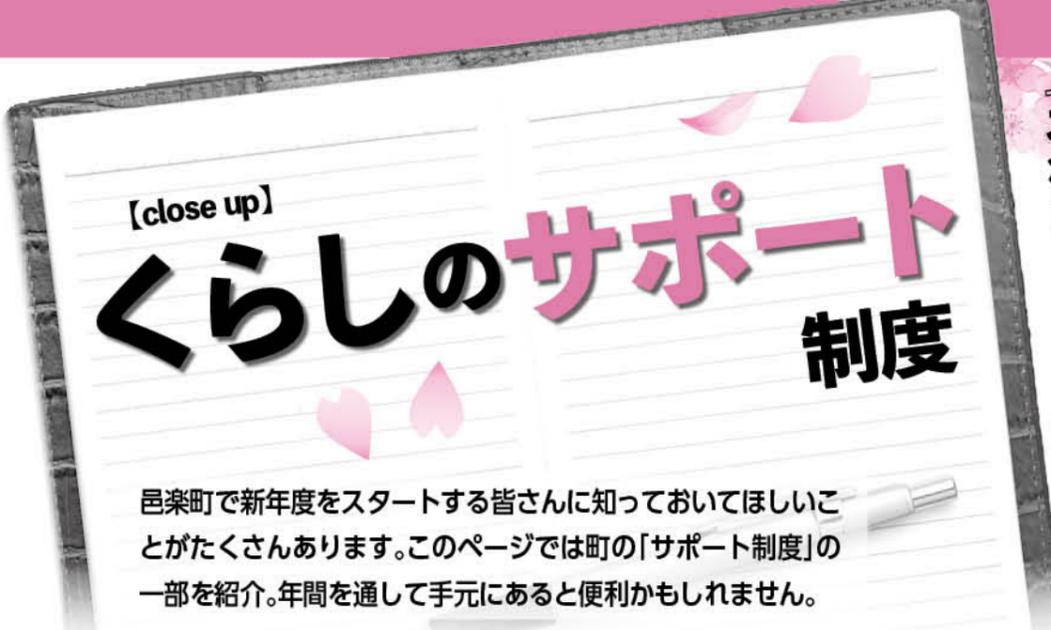
▼対象 おおむね65歳以上の認知症高齢者などを在宅で介護する人

▼費用 月額1,000円

※利用者が町民税非課税の場合は無料。

▼申請方法 役場福祉介護課で申請する

▼申請・問合せ先 役場福祉介護課 47-5022



邑楽町で新年度をスタートする皆さんに知っておいてほしいことがたくさんあります。このページでは町の「サポート制度」の一部を紹介。年間を通して手元にあると便利かもしれません。

『「これからも邑楽で」の人も』『「ようこそ邑楽へ」の人も』

出張美容サービス

在宅で寝たきりの高齢者などに、出張美容サービスを行います。

▼対象(次のいずれかに該当し、理髪店や美容院に行けない人)

①要介護4以上の人(1年以上)

②重度障がい者

▼内容 利用券(2,500円相当)を年間4枚支給

※差額は自己負担です。

※サービスは邑楽町理容師会、美容組合館林支部邑楽地区加盟の協力店が行います。

▼申請方法 役場福祉介護課で申請する

▼申請・問合せ先 役場福祉介護課 47-5022

特定疾患等患者見舞金

特定医療費(指定難病)を受給している人などに見舞金を支給します。

▼対象(次のいずれかに該当する人)

①特定医療費(指定難病)を受給している

②小児慢性特定医療費を受給している

③じん臓機能障害などで人工透析療法を受けている

④20歳までに②の対象になり町から見舞金を支給されていた人で、令和4年4月1日以降に20歳に達して①の対象とならず、現在も小児慢性特定疾病を受けている

オレンジの花を咲かせよう オレンジガーデンプロジェクト

認知症啓発のシンボルカラーのオレンジ色を楽しみながら、花を育ててみませんか。スマホから写真を投稿できる人もしくは、事務局に写真を持参できる人にマリーゴールドの花の種をお渡しします。

詳細はホームページ▶

福祉介護課 47-5045



住宅用火災警報器支給

在宅で一人暮らしの高齢者に住宅用火災警報器(煙式・電池式)を1世帯につき1個支給します。

▼対象(町内に在住し、次の全てに該当する人)

①自宅に火災警報器を設置していない

②申請者が現在居住し、所有する住宅に設置する

③住民税非課税世帯に属している

④「ひとり暮らし高齢者調査」における調査対象者である

▼費用 無料

▼申請方法 各地区の民生委員に申し込む

▼申請・問合せ先 役場福祉介護課 47-5022、各地区の民生委員

治療中

▼支給額 月額3,000円

▼申請方法 役場福祉介護課で申請する

▼必要書類(対象によって異なる)

①特定医療費(指定難病)受給者証

②小児慢性特定医療費医療受給者証

③身体障害者手帳

④診断書

※新規申請または口座変更の場合は通帳が必要です。

▼申請・問合せ先 役場福祉介護課 47-5024

緊急通報装置の貸し出し

一人暮らしの高齢者などにボタン一つで119番通報ができる「緊急通報装置」を貸し出します。

▼対象(次のいずれかに該当する世帯)

①おおむね65歳以上の高齢者のみ

②日中高齢者のみ

③身体障がい者のみ

▼費用 無料

▼申請方法 各地区の民生委員に申し込む

▼申請・問合せ先 役場福祉介護課 47-5022、各地区の民生委員



介護用車両購入費補助

在宅の重度身体障がい児(者)や寝たきりの高齢者を乗せる「車いす仕様車両」の購入や改造に掛かる費用の一部

見守り配食

高齢者の安否確認を兼ねて、夕食(弁当)を配達します。

▼対象(次の全てに該当する人)

①65歳以上の高齢者のみの世帯

②安否確認が必要

③食事の確保と調理が困難

▼配食日 月々土曜日(祝日・年末年始などを除く)のうち、希望曜日に夕食を提供

▼費用 1食500円

▼申請・問合せ先 役場福祉介護課 47-5045、町地域包括支援センター 80-9300

紙おむつなどの支給

在宅で寝たきりの高齢者や障がい児(者)に、紙おむつなどを支給します。

▼対象(町内に在住し、次のいずれかに該当する人)

①65歳以上の排せつ行為に支障のある寝たきり高齢者などで、要介護4以上

②排せつ行為に支障のある身体障害者手帳1・2級または、療育手帳Aの認定を受けている

▼支給内容(一月あたり)

紙おむつ2袋、または紙おむつ1袋と尿取りパッド2袋

▼申請方法 役場福祉介護課で申請する

▼申請・問合せ先 役場福祉介護課 47-5022

を補助します。

▼対象(次のいずれかに該当する人やその家族)

①下肢、体幹機能障害の1・2級

②おおむね65歳以上で、寝たきりの人または日常的に車いすの必要がある人

▼補助対象 左表のとおり

対象	補助金額 (福祉車両1台当たり)
新車	10万円
中古車	初度登録年月から (a)36か月以内 6万円 (b)37か月以上 3万円
改造費	改造費用の3分の2の金額 (上限10万円)

※車両によっては福祉車両と認められない場合があります。事前に相談ください。

申請前の購入・改造は補助の対象になりません

高齢者補聴器購入費補助

聴力能力の低下により日常生活に支障がある高齢者に対し、補聴器の購入費の一部を補助します。

▼対象 町内に在住している65歳以上の高齢者

※詳しい条件や補助額は役場福祉介護課へお問い合わせください。

▼申請・問合せ先 役場福祉介護課 47-5045

JR割引制度

精神障害者保健福祉手帳(以下、手帳)にJRグループの割引制度が導入されます。

▼対象 手帳に顔写真の貼付があり、旅客運賃減額第1種または第2種の記載がある手帳を持っている人

▼申請方法 役場福祉介護課で申請する

※申請方法など詳しくは町ホームページで確認ください。

▼申請・問合せ先 役場福祉介護課 47-5024



救急医療情報キット

一人暮らしの高齢者などに「救急医療情報キット」を配布します。

▼対象(次のいずれかに該当する人)

①65歳以上の高齢者

②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の認定を受けている

③その他持病などで健康に不安がある

▼費用 無料

▼申請方法 役場福祉介護課で申請する

▼申請・問合せ先 役場福祉介護課 47-5045、各地区の民生委員





就学援助費と奨励費

経済的な理由で、小中学校や高等学校などへの就学が困難な児童生徒の保護者に、就学に必要な費用を支給。
【高等学校等就学援助費】
 ▼対象(次の全てに該当する人)
 ①町内に在在し、高等学校等に在学している生徒の保護者
 ②生活保護受給者または生活保護受給者に準ずる
 ▼支給額 月額2万円
 ▼申請方法 所定の申請書に記入し、必要書類を添えて、町教育委員会学校教育課で申請する
 ▼必要書類 詳しくは、町教育委員会学校教育課へお問い合わせください
【小中学校就学援助費】
 ▼対象(次の全てに該当する人)
 ①町内に在在し、町内の小中学校に在学している児童生徒の保護者

災害遺児手当

▼対象(次のいずれかに該当する人)
 ①交通災害・労働災害で生計の中心である父や母などを失った児童
 ②交通災害・労働災害で生計の中心である父や母が障害の状態となった児童
 ▼支給金額 児童一人につき月額3,000円
 ▼申請方法 役場子ども支援課で申請する
 ▼必要書類 事故などを証明する書類、障害の程度を証明する書類、在学証明、印鑑など
 ▼申請・問合せ先 役場子ども支援課 47-5044

小中学校就学奨励費

小中学校の特別支援学級の児童生徒の保護者に、就学奨励費として学用品・修学旅行・給食などの費用(就学援助費の2分の1)を支給します。
 支給には条件がありますので、5月中旬に学校を通じて保護者へお知らせします。
 ▼申請・問合せ先 町教育委員会学校教育課 47-5041

生活保護受給者または生活保護受給者に準ずる

※支給は世帯の収入状況などにより決定します。

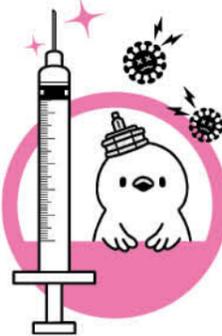


福祉医療費

福祉医療費支給制度は、保険診療自己負担分を公費で負担するものです。
 ▼対象(次のいずれかに該当する人)
 ①子ども(18歳になる年の3月末まで)
 ②重度心身障害者(特別児童扶養手当1級、障害年金1級、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B1)
 ③現在、18歳未満の児童を扶養している母子父子家庭
 ▼支給対象 保険診療の自己負担分
 ※他の制度から医療費が支給される分は除く。
 ▼その他 申請方法や支給方法は町ホームページまたは役場住民保険課までお問い合わせください
 ▼申請・問合せ先 役場住民保険課 47-5020

予防接種

予防接種は、病気を予防し、重症化を防ぐために必要な抵抗力(免疫)を、実際の病気にかかることなく付けることができます。予防接種は、決められた期間内であれば無料かわずかな自己負担で受けられる定期接種と、希望者が自費で受ける任意接種があります。ここでは「接種期間が延長された定期予防接種」と「新しく始まる定期予防接種」を紹介します。
 ▶問合せ 役場健康づくり課(保健センター) 88-5533



キャッチアップ 子宮頸がんワクチン

対象者 H9.4.2~H21.4.1生まれでR4.4.1~R7.3.31に子宮頸がんワクチンを1回または2回接種している女性

期限 1年延長になって、R8.3.31

check 令和7年度 高校2年生相当年齢の人は予診票の差し替えを
 H20.4.2~H21.4.1生まれの人でキャッチアップ接種対象者は予診票の差し替え申請が必要です。

24時間いつでも便利な **電子申請** 電子申請→

申請方法

その場で即日発行 **窓口申請**
 ▶受付時間 平日8:30~17:15
 ▶持ち物 母子健康手帳、予診票

子どもと成人男性の麻しん風しんワクチン

令和7年3月11日、厚生労働省から麻しん風しん(第1、2)と風しん(5期)について、期間延長の通達がありました。接種に必要な予診票などの取り扱いは3月24日時点で未定です。詳細は決まり次第町ホームページへ掲載します。また、対象者には個別に通知します。

種類	対象者
麻しん風しん第1期	R6年度内に生後24月に達した人
麻しん風しん第2期	令和6年度に年長児だった人(H30.4.2~H31.4.1生)
風しん第5期	S34.4.2~S54.4.1生まれの男性で、R6年度未までに抗体検査を実施した結果、抗体が不十分だった人

期限 2年延長になって、R9.3.31

NEW! 带状疱疹 ワクチン

対象者 接種日時点で町在住であり、下記のいずれかに該当する人(年齢は年度末)

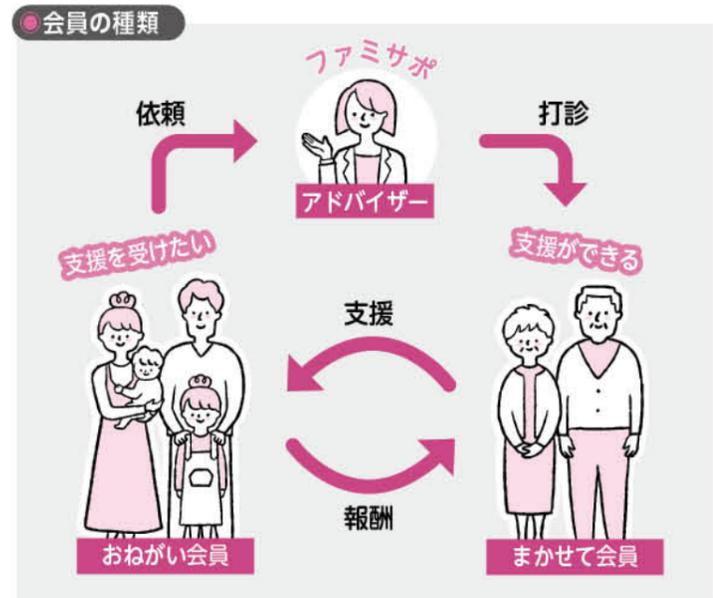
費用 生ワクチン(1回接種)2,000円/1回 組換えワクチン(2回接種)5,000円/1回

- ① 65、70、75、80、85、90、95、100歳以上の人 ▶▶ 予診票などの個別通知を3月31日に発送しました。
- ② 60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全がある人 ▶▶ 接種を希望する人は、接種前に保健センターへ連絡を。

邑楽町ファミリー・サポート・センター

ファミサポがあなたの子育てを応援 新規会員募集中

ファミリー・サポート・センターは、育児の支援を受けたい人とできる人が会員となって、一時的な育児の支援を有償で行う組織です。子育ての支援を受けたい人「おねがい会員」と、支援ができる人「まかせて会員」、どちらも希望する「どっちも会員」を募集しています。



●料金基準 (子ども1人1時間あたり)

月~金曜日(午前8時~午後6時) ▶700円
 土・日曜日、祝日など(午前8時~午後6時) ▶800円
 ※上記以外の時間は1時間あたり100円増。
 ※その他、食費・交通費などは事前に両者で確認。

●支援内容

- ▶保育施設や放課後児童クラブなどの送迎
- ▶保育開始前や終了後、放課後の預かり
- ▶保護者の病気や冠婚葬祭のときの預かり
- ▶保護者が買い物など外出のときの預かりなど

申込・問合せ▶役場子ども支援課
47-5048
 詳しくは町ホームページ▶





くらしのサポート制度

住宅リフォーム補助金

申請前の購入・改造は補助の対象になりません

個人住宅のリフォームを行う場合、その経費の一部を補助します。

- ▼対象(次の全てに該当する人)
 - ①町内在住で、住民登録がある
 - ②町税などの滞納がない
 - ③リフォーム工事について、町で実施している他の制度による住宅の改造、補修に係る補助金を受けていない
- ▼補助対象住宅(次の全てに該当する住宅)
 - ①自らが町内に所有し、かつ居住する
 - ②住宅に居住部分以外の部分がある場合は、自ら居住する部分

危険ブロック塀除却補助

道路への倒壊が危惧されるブロック塀などの除却工事を行う所有者に対して、補助金を交付します。

- ▼補助金額 工事費(税抜き)の3分の2の額(上限5万円)
- ▼申請期間 4月14日(月)～9月30日(日)
- ▼申請・問合せ先 役場建設環境課 47-5031



老朽化した塀は事故の危険も

防犯カメラ設置費補助金

申請前の購入・設置は補助の対象になりません

個人住宅に家庭用の防犯カメラを設置する場合、その経費の一部を補助します。

- ▼対象(次の全てに該当する人)
 - ①町内在住で、防犯カメラを設置する住宅に居住する
 - ②防犯カメラを設置する住宅の所有者または所有者の同意を得ている
 - ③町税などの滞納がない

空家対策補助金

自己の居住のために購入した空家のリフォーム工事に要する費用を助成します。

- ▼補助金額 工事費(税抜き)の20%以下



- ▼対象経費 カメラ・モニター・録画装置などの機器購入費、機器やカメラ作動中などの表示板設置に係る経費
- ▼補助金額 対象経費(消費税込)の50%で上限は2万円 ※1世帯1回限り。
- ▼申請・問合せ先 役場総務課 47-5018

生ごみ処理機器購入費補助金

電気式生ごみ処理機およびコンポスター(生ごみ処理容器)の購入に対して補助金を交付します。

- ▼対象者 町内に在住する人
- ▼補助金額 購入金額の50%(消費税込)で上限額は電気式生ごみ処理機で2万円、コンポスターで5千円
- ▼申請期限 購入から1年以内
- ▼申請・問合せ先 役場建設環境課 47-5036

太陽光発電設置補助金

住宅用太陽光発電システム(以下、太陽光設置)に対する補助金を交付します。

- ▼対象(次の全てに該当する人)
 - ①町内在住で住民登録がある

木造住宅の耐震サポート

旧建築基準法で造られた町内の木造住宅を対象に、町が耐震診断者を派遣して耐震診断します。

- ▼対象(次の全てに該当する建物)
 - ①昭和56年5月31日以前に着工した、一戸建て木造住宅または併用住宅(居住部分の床面積が2分の1以上)
 - ②平屋建てまたは2階建て
 - ③在来軸組工法で建築したもの
- ▼申請できる人次の全てに該当する人
 - ①対象住宅の所有者で居住者
 - ②町税などの滞納がない
 - ③必要書類 建築確認申請書(建築確認済証)、印鑑
 - ④費用 千円(診断者の交通費)
- ▼木造住宅耐震改修補助事業(精密診断・耐震改修工事)
 - ▼対象となる建物 木造住宅耐震診断を受けた住宅
 - ▼精密耐震診断の補助金 費用の2分の1の額(上限13万6千円)
 - ▼耐震改修工事の補助金 費用の2分の1の額(上限80万円)
 - ▼申請期間 4月14日(月)～9月30日(日)
 - ※申請方法などは事前に確認してください。
 - ▼申請・問合せ先 役場建設環境課 47-5031



空き家を生まないために、できることを

内、上限20万円(特別な要件を満たす場合は上限30万円)

空家や空家跡地を活用するうえで必要な工事(リフォーム工事を除く)に要する費用を助成します。

- ▼補助金額 工事費(税抜き)の20%以内、上限10万円(特別な要件を満たす場合は上限20万円)

危険空家除却補助金

倒壊などが危惧される空家(特定空家を除く)を除却する工事に要する費用を助成します。

- ▼補助金額 工事費(税抜き)の20%以内、上限10万円(特別な要件を満たす場合は上限20万円)
- ▼申請期間(共通) 4月14日(月)～9月30日(日)
- ※申請方法や必要書類については、事前に確認してください。
- ▼申請・問合せ先 役場建設環境課 47-5031

協働のまちづくり

地域の課題解決や活性化に取り組み団体の事業に補助金を交付します。

- ▼対象になる団体 行政区または次の全てに該当する団体
 - ①構成員が5人以上、かつ半数以上が町内在住者の団体
 - ②会則、規約などを有する団体
- ▼対象となる事業
 - ・地域資源を活用した事業
 - ・地域を支える人づくりや仕組みづくりに係る事業
- ▼対象経費 事業に直接必要な経費
- ▼補助金額(1団体につき) 最大5万円
- ※予算額に達し次第終了。
- ▼申請方法 役場企画課へ事前に相談の上、事業担当課に申請する
- ▼その他 申請後に、申請内容について公益性や実現性などの審査あり
- ▼問合せ先 役場企画課 47-5009

町の暮らしに役立つ情報は
こちらで随時発信中!



LINE 公式LINE

町ホームページ

公式X(旧ツイッター)

お知らせメール